

## 長崎県食品衛生監視指導計画の前年度からの主な変更点

令和7年度の長崎県食品衛生監視指導計画は、主に以下の点について見直しを行いました。

### 1. 食中毒予防対策の取組み内容の変更

食肉が原因と考えられる食中毒はカンピロバクターのみならず、腸管出血性大腸菌食中毒も全国的に散発していることから、これらについての対策を「食肉の生食や加熱不足による食中毒対策」として実施していくことといたしました。

また、動物性自然毒食中毒対策については、対策の必要性について分かりやすく記述いたしました。

【該当箇所】

- ・監視指導等の実施方法( 章)計画5ページ

### 2. 食品等の輸出施設に係る記述の変更

輸出食肉製品取扱施設については、県内の当該施設が廃止されることから、該当する記述を削除いたしました。なお、食品等の輸出施設に係る監視指導について、必要に応じて厚生労働省と連携して行う旨の記述を追加いたしました。

【該当箇所】

- ・監視指導の実施体制等( 章)計画1ページ
- ・用語説明

### 3. その他

別紙(新旧対照表)のとおり、文言等の修正を行いました。